

三鷹市福祉センターの施設の使用に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市福祉センター条例（平成28年三鷹市条例第8号。以下「条例」という。）第3条第2項に規定する三鷹市福祉センター（以下「福祉センター」という。）の事業に支障がない場合における福祉センターの施設の使用及び三鷹市福祉センター条例施行規則（平成28年三鷹市規則第54号。以下「規則」という。）第9条に規定する条例第1条の目的を達成するために必要な事業による福祉センターの施設の使用に関する事務の取扱等について必要な事項を定める。

(団体登録の資格要件)

第2条 規則第5条第2項の団体登録の資格要件は、別表の左欄に掲げる団体区分について、それぞれ同表の右欄に掲げる団体登録の要件のいずれにも該当するものとする。

2 団体登録は、1団体につき1登録とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学習塾、カルチャーセンター、スポーツ教室等の事業を業として行う者（以下「学習塾等」という。）については、福祉センターの設置目的に鑑み、他団体の使用機会を妨げるおそれがあるため、団体登録の資格はないものとする。ただし、学習塾等であっても、広く市民を対象とした生涯学習と認められるイベント、講演会等を実施する場合において、福祉センターの施設を使用するときは、団体登録をせずに第11条の規定による使用申請ができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、三鷹市芸術文化協会及び三鷹市体育協会に所属する加盟団体については、学習塾、カルチャーセンター、スポーツ教室等の事業を業として行わない場合は、団体登録ができるものとする。

(使用団体登録カードの有効期間及び更新)

第3条 規則第5条第3項の使用団体登録カード（以下「登録カード」という。）の有効期間は、次項に規定する登録基準日から起算して3年間とする。ただし、登録基準日以降の有効期間の途中で交付された登録カードの有効期間は、交付された日から有効期間までの残りの期間とする。

2 登録基準日は平成29年4月1日を第1回と定め、以後3年目ごとの4月1日とする。

3 登録カードの交付を受けた団体が、第1項の有効期間の満了後も団体登録を希望する場合は、市長が別に定める受付期間内に規則第5条第1項の規定による申請をしなければならない。

(登録カードの譲渡等の禁止)

第4条 団体登録をしている団体（以下「登録団体」という。）は、登録カードを他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(団体登録の変更及び廃止)

第5条 登録団体は、当該登録に係る届出事項の内容に変更が生じたとき、又は当該団体登録を廃止しようとするときは、速やかに使用団体登録変更・廃止届（様式第1号）を市長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条の団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は福祉センターの施設の使用申込みをしたとき。
- (3) 登録団体が、条例又は規則に違反したとき。
- (4) その他市長が登録について不相当と認めるとき。

(登録カードの再交付)

第7条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用団体登録カード再交付申請書（様式第2号）により、市長に登録カードの再交付を申請することができる。

- (1) 登録カードを著しく毀損又は汚損したとき。
- (2) 登録カードを紛失又は盗難その他の事由により忘失したとき。

2 市長は、前項の登録カードの再交付の申請について承認したときは、登録カードを登録団体の代表者に再交付する。

(代表者等の責務)

第8条 別表に規定する代表者の責務は、次に掲げるものとする。

- (1) 三鷹市との連絡及び調整に関すること。
- (2) 団体の構成員に対し、規則第14条各号に規定する使用者の義務の遵守を促すこと。
- (3) 使用開始時及び使用終了時における福祉センターの施設の点検に関すること。
- (4) 使用後の実績報告に関すること。

2 福祉センターの施設を使用する際に代表者が不在の場合には、団体は使用責任者を別に定めるものとし、当該使用責任者は、代表者に代わり前項各号に掲げる責務を担うものとする。

(必要な事業等)

第9条 規則第9条各号に掲げる事業及び次に掲げる事業については、規則第6条第1項の規定にかかわらず、優先して福祉センターの施設の使用の申請を受け付け及び使用を承認することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体が公用で使用する時。
- (2) 市内官公署が公用で使用する時。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める時。

2 規則第9条第4号に掲げる事業とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子ども等に対する福祉的支援を目的とする事業
- (2) 高齢者、障がい者、子ども等の家族及び介護者の交流又は支援を目的とする事業
- (3) 条例第1条の目的に合致し、三鷹市社会福祉協議会が必要と認める事業
(団体登録の特例)

第10条 規則第5条第4項の市長が特に認める団体とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 三鷹市
- (2) 国又は他の地方公共団体
- (3) 市内官公署
- (4) 市内団体が数団体合同して使用する際の合同の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める団体
(使用申請の特例)

第11条 第2条第3項の規定による学習塾等が福祉センターの施設を使用するときは、第13条に規定する先着予約期間内に三鷹市福祉センター施設使用願い(学習塾等用)(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用する団体の承認をしたときは、当該学習塾等に対し三鷹市福祉センター施設使用承認書(学習塾等用)(様式4号)を交付するものとする。

(抽せんの申込み及び抽せん)

第12条 規則別表に規定する市内団体による抽せん予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。

2 前項の使用の申込みの限度は、条例別表第1に掲げる施設、三鷹市生涯学習センター条例(平成28年三鷹市条例第5号)別表に掲げる施設及び三鷹市総合保健センター条例(平成9年三鷹市条例第7号)別表に掲げる施設の申込みを合算したものとする。

- 3 市長は、複数の登録団体から第1項の使用の申込みがあったときは、申込みのあった月の3月前の11日にコンピューター抽せんを行い、同月の15日にその抽せん結果について当該申込みを行った団体に対し、三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により公開する。
（先着順による申込み）

第13条 規則別表に規定する市内団体による先着予約期間の使用の申込みについては、前条第3項の抽せんにより当せんした区分を含めて1団体につき1月分で20区分を限度として申し込むことができる。

- 2 規則別表に規定する市外団体による先着予約期間の使用の申込みについては、1団体につき1月分で10区分を限度として申し込むことができる。

- 3 前項の規定は、第11条に規定する学習塾等による使用の申込みについて準用する。

- 4 前3項の使用の申込みの限度は、条例別表第1に掲げる施設、三鷹市生涯学習センター条例別表に掲げる施設及び三鷹市総合保健センター条例別表に掲げる施設の申込みを合算したものとする。

（施設予約システムによる申請期間）

第14条 施設予約システムによる使用の申請に係る受付期間の末日は、規則別表の規定にかかわらず、使用日の前日とする。ただし、使用日当日の使用申請については、施設予約システムによらないで申請することができる。

（使用区分の変更）

第15条 条例別表第1の時間区分は、規則第9条第1号及び第2号、第9条第1項各号並びに三鷹市社会福祉協議会が行う事業のいずれかに該当する場合には、変更することができる。

（使用の取消し）

第16条 規則第6条第2項及び第3項の規定により使用の決定を受けた団体又は同条第4項の規定により使用の承認を受けた団体がその使用を取り消すときは、使用日の7日前までに市長に申し出なければならない。

（使用申請の一時停止）

第17条 市長は、登録団体が条例別表第1に規定する福祉センターの施設の使用料、三鷹市生涯学習センター条例別表に規定する施設の使用料又は三鷹市総合保健センター条例別表に規定する施設の使用料を滞納したときは、施設の使用申請及び施設の使用を一時停止することができる。

（使用料の免除等）

第18条 規則第10条第1項第2号アの障がい者（児）で組織する市内の団体とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付民児精発

第58号) に基づく愛の手帳の交付を受けている者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主な構成員とする団体をいう。

- 2 規則第10条第1項第1号イの障がい者についても前項の取扱いに準ずるものとする。
- 3 規則第10条第1項第2号イの市内の公共的団体とは、三鷹市芸術文化協会、三鷹市体育協会、住民協議会、三鷹市が出資等を行って設立した法人等をいう。

(使用料の還付)

第19条 規則第11条第1項第1号の使用者の責によらない理由とは、次の各号のいずれかに該当するときであつて、市長が認めるものをいう。

- (1) 災害等の緊急事態が発生したとき。
 - (2) 三鷹市に暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報が発令されているとき。
 - (3) 台風の接近等により、三鷹市に影響が及ぶと予想されるとき。
 - (4) その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項の規定は、使用する時間区分の2分の1以上の時間の使用ができたときには、適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(準備行為)

- 2 この要領の規定による福祉センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。

(団体登録の資格要件の経過措置)

- 3 別表の規定にかかわらず、本要領を制定した日において三鷹市社会教育会館使用団体登録要綱(平成19年2月1日施行)に基づき使用団体登録の承認を受けている団体は、当分の間、団体の構成員が5人であっても、他の団体登録の要件を満たしていれば団体登録の資格を有するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

別表(第2条、第8条関係)

団体区分	団体登録の要件
市内団体	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18歳以上の市内に住所を有する代表者を有すること。

市外団体	1 構成員が6人以上であること。 2 構成員の半数未満の者が市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。 3 18歳以上の代表者を有すること。
------	---

備考 構成員は、実際に福祉センターの施設を使用する者とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

使用団体登録変更・廃止届

平成 年 月 日

（あて先）三鷹市長

下記のとおり使用団体登録の（変更・廃止）を届け出ます。

団 体 名			登録番号
変 更 内 容		☐ 代表者の登録内容 ☐ 連絡先の登録内容 ☐ 使用施設の登録変更 ☐ 登録者（団体登録名簿に記入されている方）	
区 分		変 更 前	変 更 後
代 表 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所	〒	〒
	メ ー ル ア ド レ ス		
	電 話		
	F A X		
	携 帯 電 話		
	勤 務 先 ・ 学 校 等		
連 絡 先	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	携 帯 電 話		
使 用 施 設			

【裏面に登録者変更があります。】

No	区分	変 更 前	変 更 後
登 録 者	氏 名 住 所 電 話 番 号		☐ 削除 ☐ 変更
	氏 名 住 所 電 話 番 号		☐ 削除 ☐ 変更
	氏 名 住 所 電 話 番 号		☐ 削除 ☐ 変更
	氏 名 住 所 電 話 番 号		☐ 削除 ☐ 変更
	氏 名 住 所 電 話 番 号		☐ 削除 ☐ 変更
	氏 名 住 所 電 話 番 号		☐ 削除 ☐ 変更
	氏 名 住 所 電 話 番 号		☐ 削除 ☐ 変更

※登録者変更欄が足りない場合はコピーをして記入してください。

※市外在住で市内に在勤・在学の方の内容変更については、住所欄に記入してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

申請者	住所
	氏名 印
	電話

使用団体登録カード再交付申請書

下記の理由により、使用団体登録カードの再交付を申請します。

登録番号			
団体名			
理由	毀 損		
	汚 損		
	紛失 その他	日 時	年 月 日 時頃
		場 所	
		状 況	

※該当する理由を○で囲み、必要事項を記載してください。

様式第 3 号（第 11 条関係）

三鷹市福祉センター施設使用願い（学習塾等用）
（あて先）三鷹市長 年 月 日

申請者	団体名	
	代表者	印
	住 所	
	電 話	

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
※使用願いの提出期間は、市内団体は使用日の属する月の2月前の1日から使用日の当日までとし、市外団体は使用日の属する月の1月前の1日から使用日の当日までとします。		
使用施設	第一希望 (面)	使用予定人数 人
	第二希望 (面)	
使用目的 (できるだけ詳しくお書きください。)		
設備及び器具		
当日会場 責任者	住所	
	氏名	電話

- ※ 上記枠内に必要事項を記入してください。
※ 行事又は講座を開催する場合は事業計画書を必ず添付してください。
※ 申請の目的以外で使用しないでください。

決定欄	承認・不承認	連絡欄	/ 様
決定理由・内容			

課長	係長	係

	月日	担当
入力	/	()
入力確認	/	
※ (団体名入力)	/	
システム確認	/	
承認書出力	/	
承認書渡	/	
使用料受付	/	

三鷹市福祉センター施設使用承認書（学習塾等用）

団 体 名
代 表 者 様 三鷹市長 印

下記のとおり、施設の使用を承認します。

使 用 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
使 用 施 設	
条 件 等	[使用目的] [使用人数] 人
使 用 料	
備 品 明 細	